

これからは手放せない!
マイナンバーカード!



マイナンバー

11月5日から手続き・発行できます

住民票とマイナンバーカードに

旧姓(旧氏)が併記できます!



さまざまな場面で旧姓を使用しやすくなるように、住民票やマイナンバーカードなどに旧姓を併記し、公証することができるようになります。これにより、旧姓を契約などで活用することや、就職や職場などでの身分証明に使えます。



住民票

旧姓欄が追加されます。

旧姓(旧氏)とは?

その人の過去の戸籍上の氏のことです。氏はその人に係る戸籍、または除かれた戸籍に記載がされています。



マイナンバーカード

新しく作る場合は「氏[旧姓]名」と表記され、すでに持っている場合は追記欄に旧姓が追記されます。

旧姓を併記するためには、手続きが必要です。

1. 旧姓が記載された戸籍謄本などとマイナンバーカード(通知カード)を用意してください。

記載を希望する旧姓が記載されている戸籍謄本または除籍謄本などから、現在までの戸籍謄本すべてが必要です。
※記載できる旧姓は、1人に1つです。

2. 町民サービス室※(③番窓口)で申請してください。

※住民登録がある市区町村

用意した戸籍謄本などとマイナンバーカード(通知カード)をお持ちください。住民票に旧姓が併記されると、マイナンバーカードや公的個人認証サービスの署名用電子証明書にも旧姓が併記されます。

なお、一度登録した旧姓を削除することもできます。その場合、削除した氏を称していた以前の氏は再度旧姓として登録できませんので、ご注意ください。

詳しくは、町民生活課 町民サービス室
☎26-2244(直通)にお問い合わせください。